Ⅳ　関東森林管理局仕様書

1　総則

（1）この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。）は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
（2）これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
（3）特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2　全刈地拵

（1）作業方法等

区域内の全面を対象に雑灌木、笹等を刈払い、末木枝条及び刈り払ったものを筋状に整理、集積するものとし、その方法は以下による。

① 刈払いは、地際より丁寧に行うものとする。
② 残存している立木については、保残するように表示したもの又は監督職員が保残するように指示したものを除き、全て伐倒するものとする。
③ 末木枝条、刈り払ったものや伐倒木（以下「末木枝条等」という。）は植付けに支障のないように処理することとするが、地に落ちつかないものは切断して、接地させ、滑落・移動等しないように安定させることとする。
④ 植付までの事業を同一の者が実施する場合で末木枝条等が少なく植栽に差し支えのないと判断される場合は、部分的に集積又はそのまま存置することとして差し支えないが、それ以外の場合は、一定の植幅を確保して原則として等高線沿い（水平方向）に筋状に置くこととする。
⑤ 傾斜地等で集積物が崩れるおそれがある場合は、杭を打つ等の手段を施して棚積とする。
⑥ 植幅及び置幅は、別紙特記仕様書のとおりとする。
⑦ 天然生稚幼樹で、監督職員が指示したものは全て保残する。
⑧ 複層林の下木植栽を予定している箇所については、上木の樹冠下及び管理路等を除いた箇所について上記に準じて行うこととする。

（2）刈払機、チェーンソー作業における振動障害の予防

刈払機、チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」(平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙）及び「チェーンソー取扱い作業指針」(平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 1 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

3　植付（コンテナ苗）

（1）苗木の調達

① 苗木の調達は請負者において行うこととするが、調達に当たっては、予め監督職員に調達予定

先からの林業種苗法（昭和 45 年 5 月 22 日法律第 89 号）第 12 条第 1 項に定められた生産者登録証写を提出し、承諾を受けることとする。

② 請負者は、苗木受領後可及的速やかに植付けが完了するよう植栽計画をたて、監督職員に提示し、苗木輸送、引渡月日、工程等を個所別に協議することとする。

③ 現地に運び込まれた苗木は、別に定める様式の苗木確認願を監督職員あて提出し、確認検査を受けるものとし、規格・品質等について監督職員から指示のあった場合は速やかにこれに従うものとする。

（2）苗木の品質・規格

① 種子の採取地及び育成地が林業種苗法第 24 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指定する配布区域内の苗木を使用することとする。

② ①の定めがない樹種については、種子の採種地が可能な限り地元県産又は近県であり、種子の産地が明確であること。

③ スギ、ヒノキは、可能な限り花粉の少ない苗木（特定苗木若しくは無花粉又は少花粉若しくは低花粉）であること。

④ 苗木の規格は別紙特記仕様書のとおりとし、発育が完全で組織が充実し、下枝をよく張り、根鉢全体に根が張っていて、根鉢が容易に崩れないものでなければならない。また、病虫害や外傷がないもの、着花、結実していないものでなければならない。

（3）苗木の取扱い

① 苗木の輸送、保管に当たっては、凍結、乾燥、むれ等により枯損したり、活着率が低下しないようにしなければならない。苗木は立てて寄せ並べ、必要に応じて直射日光の遮断や灌水等により乾燥防止の措置を講ずること。

② 苗木の輸送、植付に当たっては、根鉢を崩さないように丁寧に取り扱うこと。

③ 植付等苗木を携行する際には、苗カゴ、梱包ネット等を使用し、根鉢を崩さないように丁寧に取り扱うこと。

（4）仮植

コンテナ苗については、仮植を必要としない。

（5）苗木貯蔵箱等による輸送及び保管等の取扱い

① 輸送時には直射日光や雨に当たらないように注意すること。

② 貯蔵箱等は完全密封によって植物への鮮度を保持するものであることから、箱等の損傷に十分注意し、損傷したものは直ちに開封し、植え付けること。また、テープが剥がれた程度であればテープの再貼り付けを行うこと。

③ 保管上の取扱い

ア 貯蔵箱等は、雨、露に濡れないように、直射日光に当たらないようにすること。

イ 外気温 15℃まで貯蔵可能といわれているが、最適温度は５℃までであることに留意し、冷暗で風通しの良い箇所とする。

ウ 外気温の上昇とともに積み替え回数を多くし、天地返しは１週間に１度は必ず行うこと。

エ 積み重ねて保管する場合は、１段毎に桟を入れるなど通気性を確保するとともに、むれの原因となる直接シートはかけないこと。

オ 保管場所が戸外である場合は、立木の中にテント等を使用し、直接地面には置かず、雨にさらされないように保管すること。

④ 開封後の取扱い

ア　開封は１梱包ずつ行い、開封した梱包の植え付けを終えてから順次開封するようにし、開封したままで何時間も放置することのないようにすること。

イ　早く梱包したものから開封することとする。ただし、外気温が高くなってきたら、梱包や条件の不利なものから先に開封すること。

（６）作業の方法

①　ha当たりの植付本数及び苗木の植付列間・苗間の標準間隔は、特記仕様書（別紙）のとおりとし、植縄等により、規則正しく植え付けること。

②　植付地点に岩石、根株等の障害物が在って植え難い場合は、列間、苗間を若干移動して植え付けるものとする。

③　日光の直射が強い日や強風の際は、なるべく植え付けを避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。また、気象状況により乾燥が続き、植付後活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督職員に報告しなければならない。

④　植付は、指定期間内に完了しなければならない。ただし、気象条件などにより期間内に完了が困難となったときは、速やかに監督職員に報告し、指示を得なければならない。

⑤　植付方法

ア　植付には、苗木植付器等、現地に応じたものを使用する。

イ　植付地点を中心として､必要に応じた広さの範囲にある地被物をきれいに取り除き､植穴は、コンテナの容量と形状に応じた深さ、幅とする。ただし、地形、土壌条件等により所定の植穴が掘れない場合は、監督職員と協議しなければならない。

ウ　植穴には地被物が入り込まないようにし、植穴と培地が密着するように苗木を入れ、空隙が生じないようにする。また、空隙が生じた場合は、地被物を含まない土壌を補充すること。

エ　根鉢をつぶさないように、適度に踏み固める。

オ　根鉢上面に覆土した後、地被物で苗木の根元周辺を被覆する。

（７）作業記録

植付の月日、林小班、樹種、植付本数、棄却本数等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定める「様式 U7-2」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。

４　下刈（全刈）

（１）作業方法等

区域内の幼齢植栽木（以下「植栽木」という。発生している有用天然木等で植栽木の配置状況等に応じて保残育成するものを含む。以下同じ。）と競合状態にある全ての雑草、笹、雑灌木、つる類等の刈払いを行うものとし、その方法は以下による。

①　刈払高は、できるだけ地際に近い位置とする。

②　刈払物は植栽木を覆わないよう注意し、なるべく植栽木の根元周囲（あるいは列間）に寄せて乾燥防止等に活用すること。

③　植栽木に巻きついたつる類は生育に支障のないように取り除くこと。

④　刈払いに際しては、特に植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に鎌及び刈払機の刃部が向かないよう植栽木を中心として外側の方向に刈払いを行うものとする。

⑤　特に、笹、雑草等の繁茂が著しい箇所では監督職員の指示に従い、あらかじめ植栽木の周囲を

刈払い、位置を明らかにしてから刈払いを行うこと。

⑥　保護樹として保残してある立木で、植栽木の生育を阻害しているものがある場合は、枝払いを行うものとする。

（2）作業記録

下刈の月日、林小班、樹種、刈払方法、作業量、折損本数、単木保護資材の損傷等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定める「様式 U8」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。

（3）刈払機作業における振動障害の予防

刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

5　除伐２類

（1）除伐対象木

①　植栽木等の成育に支障となるつる類､及び植栽木等と競合状態にある雑灌木類で､(2)のウ､エ､オを除く樹木。

②　植栽木等のうち、形質及び成長が不良なもの。

③　形質及び成長が良好な植栽木等のうち、胸高直径がおおむね１８㎝未満のもの。

④　植栽木が有用天然木と競合している場合は、形質や樹勢が良好でないもの。

（2）保残すべき樹木

①　(1)④で残存することとした有用天然木。

②　尾根筋、沢筋に成育する有用天然木。

③　崩壊地等の周辺及び林縁にある林分保護上必要な天然木。

④　目的木（有用天然木等を含む。以下同じ。）の成育に支障とならない雑灌木。

⑤　その他監督職員の指示等によって残存させるべき樹木。

（3）除伐木等の処理方法

①　除伐木の伐採高（株高）は、地上 30 以内とする。

②　つる類は、地際に近い位置で完全に切断し、目的木から取り除くこと。

③　伐倒に当たっては、目的木を損傷しないよう十分注意する。

④　除伐木は、横倒しにして転がり落ちないように地面に密着させ安定させておくこと。

（4）チェーンソー作業における振動障害の予防

刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

別紙

特記仕様書

1　地拵について

（1）作業仕様

作業種	植幅及び置幅	適用林小班等
全刈地拵	植幅　　2.7　m以上 置幅　　1.7　m以内	全ての林小班に適用

（2）沢沿いにおける林地残材等の流出防止対策について

沢中の林地残材等は、流出のおそれのない沢敷外に整理、集積するものとし、必要に応じて杭を打つ等の手段を施して棚積すること。

2　植付について

（1）苗木の仕様

樹　種	長　さ	根元径	コンテナ容量	摘　要
少花粉スギ （コンテナ苗）	30cm 以上	3.5mm 以上	150～300cc	事業内訳書のとおり
スギ花粉症対策 （コンテナ苗） 特定母樹	30cm 以上	3.5mm 以上	150～300cc	事業内訳書のとおり
カラマツ （コンテナ苗）	35cm 以上	4.0mm 以上	150～300cc	事業内訳書のとおり

＊　上記の仕様書を基本とするが、変更が生じる場合は事前に相談すること。

＊　定められた配布区域内とするが、産地は指定しない。

（2）ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの 植付本数	苗木の植付間隔（水平距離）		適用林小班等
		列　間	苗　間	
ス　ギ	２，０００本	２．２ｍ	２．２ｍ	事業内訳書のとおり
カラマツ	２，０００本	２．２ｍ	２．２ｍ	事業内訳書のとおり

3　下刈時期について

事業内訳書によるほか、現地状況により、監督職員と打ち合わせのうえ、着手すること。

4　放射線障害防止措置について

請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成２３年厚生労働省令第１５２号）に基づき、特定線量下業務従事者に対し適切な放射線障害防止措置を講じること。

5　国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて

次のとおり工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

（1）工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文章例
健全な森林づくりのため○○（間伐／地拵／植付／下刈）を行っています 国土強靱化対策事業

（2）留意事項

標準仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を作成することは不要。これまでの設置していた看板等に、文章を追加することとする。